

プロットNo.	
---------	--

令和 年 月 日

(あて先)
秦野市長

申請人 住所 _____
氏名 _____
代理人 住所 _____
氏名 _____
連絡先 (担当) (電話)

官民境界確定協議申請書

下記申請箇所と隣接する道路(水路)用地との境界を確定したいので申請します。

- 1 申請箇所：秦野市 先
- 2 隣接路線番号： 号線・その他（認定外道路・水路）
- 3 申請理由：敷地確定 開発行為 道路後退
払下げ その他（ ）
- 4 添付書類：案内図
公図写し
隣接土地所有者一覧表
全部事項証明書写し、又は登記事項要約書
既存測量資料（当市管理の境界確定図写し・地積測量図等）
現況実測平面図
その他関係資料
- 5 立会日：令和 年 月 日 時 分から ※申請後の調整でも構いません。

※ 別添注意事項を確認の上、申請するようお願いします。

注 意 事 項

1 添付書類について

- (1) 案内図はA4サイズ1枚を基本とし、申請箇所を朱線で明示してください。
- (2) 公図写しは、所轄法務局（西湘二宮支局）に保管されているものを添付し、申請箇所を朱線で明示してください。
- (3) 境界確定に係る関係地権者を確認するため、全部事項証明書又は登記事項要約書を添付してください。
- (4) 現況実測平面図とは、境界立会いにあたり、現況の境界の状況（亡失の有無、既存測量資料との相違）などを確認するための図面です。

2 事前調整について

- (1) 境界確定に係る関係地権者への立会い日時等の連絡については、申請者またはその代理人が責任をもって行ってください。
- (2) 市に備わっている境界確定図等により、最新の境界確定状況を確認した上で申請してください。
- (3) 既存測量資料に疑義がある場合は、立会い予定日の2週間前までを目処に、必ず市担当職員と協議してください。その際、追加で資料を求めることがあります。

3 境界確定図の作成について

- (1) 土地家屋調査士または測量士の資格を有する者が作成してください。
- (2) 用紙サイズは原則としてA3を基本とし、必要に応じて用紙サイズを変更してください。
- (3) 縮尺は、原則として1/250または1/500としてください。
- (4) 本申請により確定される境界線について、朱線で明示してください。
- (5) 境界確定図上に座標値一覧表を作成し、測地系を記入してください。座標値は世界測地系によるものとし、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までの表示としてください。ただし、周囲に有効な基準点がないなど、世界測地系による測量が困難な場合は、任意座標系によるものでも構いません。
- (6) 境界標の表記は、種別がわかるように、凡例表を境界確定図上に作成してください。なお、凡例記号の規定はありません。
- (7) 地番の表示には算用数字を使用し、境界線に接する民地側の地番を記入の上、筆界の方向線（ヒゲ線）を入れてください。
- (8) 寸法の単位は(m)を用い、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを表示してください。
- (9) 現地境界の位置関係が明確となるよう、構造物等（側溝、擁壁、門扉、家屋など）の状況を図示してください。
- (10) 市管理の境界確定図により既に確定している箇所については、その範囲を矢印で明示し、「（路線番号）令和〇年〇月確定済」と表記してください。
- (11) 下記の承諾欄を境界確定図上に作成してください。

本図朱線の境界に異議はありませんので承諾いたします。

地番	所有者住所	所有者氏名	承諾年月日
(例) 桜町1丁目 1465-1	(例) 秦野市桜町一丁目3番2号	〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日

- (12) (1)から(11)までの内容を踏まえて素図を作成し、地権者から承諾をもらう前に必ず市担当職員による確認を受けてください。

4 その他

- (1) 地積測量図と実測の測量許容誤差（公差）については、市による基準は設けていませんので、所轄法務局（西湘二宮支局）と協議してください。
- (2) 境界確定及びそれに伴う境界標の復元等に要する諸費用は、申請者（原因者）による負担となります。
- (3) 新設または復元に必要な境界標は市から支給します。必要書類（境界標支給申請書、案内図、埋設箇所が分かる境界図面）をお持ちのうえ、建設総務課までお越しく下さい。
- (4) 令和6年1月1日より境界承諾に対する押印を廃止し自署としていますが、地権者が高齢等により自署による承諾が困難な場合や、委任状を提出する場合は記名押印で有効なものとしします。